

シリーズ 環境社会学講座

5

持続可能な 社会への転換は なぜ難しいのか

湯浅陽一・谷口吉光 編

新泉社



「本扉写真」

泥炭地の排水のために掘削された明渠。
アフラヤシ農園やバルプ原木の植林地を造成する
（インドネシア、リアウ州、本書第6章）

持続可能な社会への転換はなぜ難しいのか

目次

持続可能性とは何か

湯浅陽一・谷口吉光

014

- 1 はじめに——本書の問い 014
- 2 本書における持続可能性のとりえ方 017
- 3 分析の視点 020
- 4 本書の構成 024

I 環境問題の

解決過程の蛇行性

持続可能な社会への転換は いかにして可能か

SDGsの課題とその先への道筋

湯浅陽一・谷口吉光

028

- 1 はじめに 028
- 2 SDGsと環境社会学の視点 029
- 3 SDGsの由来と諸特徴 033
- 4 持続可能な社会への「転換」が持つ意味 040
- 5 持続可能な社会への転換に向けて 043

廃棄物問題への取り組みは、 いかに揺れ動いてきたか

湯浅陽一

045

- 1 はじめに 045
- 2 廃棄物問題の形と社会システムの視点 046
- 3 日本における廃棄物問題の歴史①一九五〇～九〇年代 047
——一般・産業廃棄物の適正処理をめぐる地域社会での紛争
- 4 日本における廃棄物問題の歴史②一九八〇～二〇〇〇年代 052
——リサイクルの限界と循環型社会の登場
- 5 日本における廃棄物問題の歴史③二〇一〇年代～ 060
——問題の継続と展開の時代
- 6 廃棄物政策の歴史からみえてくる課題 063
- 7 おわりに 064

再生紙は本当に

「環境にやさしい」といえるのか

環境問題の情報化と科学・技術の役割

立石裕二
066

- 1 エコロジー的近代化論と環境問題の情報化 066
- 2 紙消費の急増とリサイクルの同時進行 070
- 3 LCA（ライフサイクルアセスメント）とそのフレーミング 073
- 4 古紙偽装の発覚 077
- 5 監査の制度化とデカップリング 079
- 6 結論 082

環境に配慮した行動は 広がっているのか

篠木幹子
086

- 1 はじめに 086
- 2 環境配慮行動の特徴 088
- 3 個人の環境配慮行動の実行が社会全体のごみ量に与える影響 090
- 4 環境配慮行動は万能なのか 097

- 5 おわりに 101

「持続可能な消費」の実現はなぜ難しいのか
——社会的実践理論から考える

藤原なつみ
105

II 対策の制度化と その限界

中国におけるリサイクルシステムの制度化と ごみに携わる人びとの生活 国家主導型ガバナンスの予期せぬ社会的影響

金太宇
110

- 1 はじめに 110
- 2 生活ごみ処理の実態 112

第6章

- 3 資源リサイクルを担う人びと 114
- 4 ごみに携わる人びとの生活 119
- 5 おわりに 127

環境・人権を守る企業の取り組みは
何をもたらしたか

自主規制ガバナンスの「進展」による被害の不可視化

笹岡正俊

130

- 1 はじめに 130
- 2 自主規制ガバナンスとは何か 132
- 3 植林と土地紛争がもたらす被害 134
- 4 なぜ被害は不可視化されるのか 140
- 5 加害―被害構造の是正に向けて 147

第7章

気候変動は企業の自主的取り組みで
解決できるのか

佐藤圭一

153

- 1 企業活動と環境問題 153
- 2 政策手段と持続可能な社会への転換 155
- 3 日本における企業の自主行動計画 158
- 4 日本とドイツの企業セクター比較 162
- 5 まとめ 169

第8章

有機農業はなぜ広がらないのか

谷口吉光

174

- 1 はじめに ―有機農業は近代農業との対立構造の中で発展してきた 174
- 2 先駆者の時代 ―一九七〇年代 179
- 3 産直の時代 ―一九八〇～九〇年代 182
- 4 有機農業拡大への「失われた」転換期 ―二〇〇〇年前後 186
- 5 有機農業推進法の制定 ―二〇〇六年 190
- 6 「みどりの食料システム戦略」の登場 ―二〇二二年 193
- 7 おわりに 195

III

持続可能な社会への道筋を どう描くか

第9章

協働の時代における

湖沼環境保全活動の成果

霞ヶ浦からの問い

小野奈々
198

- 1 協働の時代を経て——霞ヶ浦の環境保全団体の終焉と成果 198
- 2 霞ヶ浦の開発と住民 199
- 3 潮来ジャランボプロジェクト実行委員会の活動 202
- 4 時間の経過と活動内容の変化 208
- 5 協働の理想と現実——ジャランボPJの成果と問い 214

第10章

日本における持続可能社会論の展開

エントロピー学派を中心に

谷口吉光
218

- 1 はじめに 218
- 2 エントロピー学派とは 221
- 3 エントロピー学会の提言 229
- 4 おわりに 234

第11章

トランジション理論の有効性と課題

ステイブ・R・マックグリービー
谷口吉光訳

237

- 1 はじめに 238
- 2 トランジション研究とその理論的枠組みの歴史 240
- 3 概念、批判、そして新たな探求の道筋 249
- 4 日本社会とボトムアップの取り組みをトランジション理論で理解する 256
- 5 結論——トランジションを超えて、社会変動の理論に関与する 264

ヒト・モノ・カネのローカルな循環を目指して
——「東近江三方よし基金」を事例に

大門 信也
266

終章

持続可能な社会への
隘路を越えて

湯浅 陽一
270

編者あとがき
284

文献一覧
i

*ブックデザイン……………藤田美咲

*カバー表写真……………新泉社編集部

*本扉写真……………笹岡正俊

*カバー袖（表）写真……………笹岡正俊・新泉社編集部・新泉社編集部
（裏）写真……………谷口吉光・新泉社編集部・湯浅陽一

*カバー裏写真……………金太宇

持続可能性とは何か

湯浅陽一・谷口吉光

1 はじめに——本書の問い

本書は、タイトルにあるとおり、「持続可能な社会への転換はなぜ難しいのか」という問いに基づいており、この問いに対してさまざまな角度から答えるための論考が集められている。ここでは、この問いに凝縮されている本書の視点について述べていく。

最近では、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」という言葉を目にする機会が増えた。これは、二〇一五年九月に開かれた国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」に記載されている国際目標であり、一七の目標、一六九の達成基準、二三二の指標からなっている。一七の目標は、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「エネ

ルギーをみんなに、そしてクリーンに」「気候変動に具体的な対策を」など、環境問題に限られない、広い分野を含んでいる。日本では、このSDGsに対して、政府のみならず、事業者、大学等の教育機関なども取り組む姿勢を示している。

あたかも世に「SDGs 讃歌」が広がっているようであるが、SDGs に対する否定的、懐疑的な見方もある。斎藤幸平が『人新世の「資本論」』〔斎藤 2020〕で示したのは、明確な否定論である。かれは「SDGs は大衆のアヘンである」と指摘した。SDGs に取り組んでいれば環境問題が解決すると皆が信じているが、実のところ、それは明るい未来を保証するものではない。SDGs は資本主義や経済成長という最も本質的な部分に向き合うものとなっていない。皆、うわべだけのかげ声に踊らされており、本質的なものから目をそらされているというのである。

斎藤ほど明確な否定ではなくても、SDGs の旗の下に進められている取り組みに対して疑問を持ったことのある人は少なくないだろう。例えばプラスチック汚染が問題になるなかで、スターバックスやタリーズなどの大手コーヒーチェーンはストローを紙製にすることを打ち出した。また日本の場合には世界から大きく遅れた時期になったが、各国でレジ袋の有料化が進められている。二〇二二年四月には「プラスチック資源循環促進法」も施行された。いずれもプラスチックの問題を解決するための方法として注目を集めている。しかし、世界中で使用されているプラスチックの量は膨大である。ストローやレジ袋、あるいはカトラリー（食器類）を削減したくらいで本当に問題の解決につながるのかという疑問を抱いた人は少なくないはずである。

解決に向けた対応のすべてが必ずしも効果的ではないことは、環境問題の歴史の中で示されて

きた。環境問題の歴史をひもとくと、国際社会において議論されるようになるのは、一九七〇年頃である。一九七〇年にアメリカのニクソン大統領が一般教書演説で取り上げ、一九七二年にはストックホルムで国連主催としては初めて環境問題をテーマとした会議が開かれた。国際社会での環境問題の取り組みの歴史は五〇年を超える。

環境問題への取り組みはそれぞれの国や地域によって状況が異なるが、多くが一九七〇年以前から行われており、国際社会での議論よりも長い歴史を持つ。この間、数多くの種類の環境問題が論じられ、対策が講じられてきた。しかし、その帰結はさまざまである。日本社会に関連のある問題を念頭においても、フロンガス対策のように一定の成果をあげ実質的に「解決」に至ったものもあれば、多くの公害問題のように政府関係者などが「解決」と主張しながらも当事者がその不十分さを訴えている問題もある（本講座第1巻「なぜ公害は続くのか」藤川・友澤編 2023）^③。ごみ問題は、一般廃棄物に対する地域内での対策が中心だったものが、産業廃棄物も含めた全国的な不法投棄の問題へと広域化し、現在ではさらに国境を越えた移動も問題になっている。温暖化対策は、京都議定書（一九九七年採択）で定められた排出削減目標を多くの国（三六か国中二六か国）で達成するなど多少の成果はみられるものの「酒井ほか 2024」^④、十分な解決には程遠い状況にある。化学物質の中には、有害性が懸念されていても対策が不十分であるというものもある。これらの例が示すように、環境問題の解決過程は、紆余曲折と試行錯誤に満ちている。

なぜ、環境問題の解決は目標に向かって一直線に進まないのだろうか。何が紆余曲折を生み出すのだろうか。本書はこの環境問題の解決過程の複雑な性格に注目し、それがなぜ生まれるのか

を廃棄物政策、リサイクル、環境配慮行動、対策の制度化、企業の自主的取り組み、有機農業など幅広いテーマについて検討する。そこから得られた知見をもとに、持続可能な社会への転換をどう描くかという課題に答えようとする。

2 本書における持続可能性のとらえ方

「持続可能な社会への転換」を目指すにあたっては、持続可能な社会とはどのような社会であるのかを明らかにする必要がある。その基礎には持続可能性をどうとらえるのかという課題があるが、本書第1章や第10章でみるように、持続可能性についてはさまざまなとらえ方があり、一律に定義することは難しい。

その難しさを念頭に置きつつ、本書では、持続可能性という概念に対し以下のような立ち位置をとる。まず、持続可能性という概念には、自然科学的な知見に基づいた、定常的なメカニズムという面と、社会における正義や公平さ、公正さからとらえる面という二つの面が内包されているとする。次いで、この二つの面のいずれか一方のみを探求するだけでは持続可能な社会は実現できないものと考える。二つの面を相互に関連させながら並行して探求することでは、持続可能な社会への転換はなしえないのである。

自然科学的な面での持続可能性については、第10章で言及されている、エントロピー学会の提言「循環型社会を実現するための二〇の視点」（二〇〇二年九月）が参考になる。ここで言及されてい

るのは「循環型社会」であるが、これはそのまま「持続可能な社会」に読み替えることができる。エントロピーとは、熱と物質が無秩序に拡散する度合いを定量的に表す概念である。そして、「地球上の生命と人類社会が存続するためには、広汎な共生の体系（生態系）が、物質の循環によって、発生したエントロピーを宇宙空間への熱放射という形で最終的に廃棄できなければならない」とする。しかしながら現代の技術や生産活動といった人間の活動は、「生命系の活動・多様なあり方を壊すような」ものとなっていることから、「きびしく制限されなければならない」としている〔エントロピー学会編 2003: 268-269〕。詳しい内容は第10章に譲るが、この提言は、物理学の知見に基づいたエントロピーの定義から、法や経済政策、地域社会のあり方へと論理的に展開されたものであり、循環型社会Ⅱ持続可能な社会の姿を、最も体系的に描いたものの一つであると位置づけることができる。

ただしこの提言には、公害や拡大生産者責任への言及も含まれているものの、環境問題によって引き起こされている被害や正義、平等・公正・公平あるいは格差、分配に関わる問題が、踏み込んだ形では言及されていない。

今日では、一例を挙げれば「気候正義」が問題となっている〔宇佐美編 2019 など〕。主に先進国の人びとが化石燃料を大量に消費した結果として引き起こされた気候変動による影響は、人びとに均等に生じるわけではない。その影響を早期に、集中的に、かつ深刻な形で受ける人もいれば、そうでない人もいる。その間には不正義とも不平等・不公平ともいえる状態が存在している。気候変動を防いだり、それに適応したりするための費用の分配をめぐる、立場の隔たりが大きい。

現代社会においては、環境破壊に伴う数多の深刻な被害があり、補償や対策が不十分なままの問題も多い。廃棄物処理に関する拡大生産者責任の事例からも見て取れるように、持続可能な社会を実現するためには経済的なものを筆頭に多くの負担が要求されるが、その分配をめぐる意見の相違も根深い。また、南北問題という先進国と発展途上国の格差は、環境問題の発生と対策の両面において深く関わっている〔池田 2001〕。これらの問題の理解や対応策は、定常的なメカニズムの実現を目指すものとは別の視点からの研究が不可欠である。

持続可能な社会を持つ、定常的なメカニズムという面と、被害や不正義の解明と解消という面は、別々に探求される必要がある。しかし、この二つの面を切り離して論じることはできない。

南北格差をはじめとして、現代は数多くの不正義や負担の格差が存在している。持続可能性を達成するための均衡が、この不正義や格差などをそのまま温存するものであってはならない。また、持続可能性を実現しようとするためのルールが、一部の人のにとっては不利益となることもある。例えば森林を保護しようとするグローバルなルールが、伝統的な土地利用の制約により、一部の人のために不利益をもたらすこともありうる。そして今日の経済的な格差と、環境問題は不可分である。環境破壊を引き起こしている先進国の生産活動は、途上国の資源や労働力を安く使えることにより成り立っている。

定常的なメカニズムの実現と環境正義や社会的公正性の実現は、不可分に絡まり合っている。持続可能な社会への転換は、この両者を並行して追求していくことによってなされなければならない。

持続可能な社会への転換は いかにして可能か

SDGsの課題とその先への道筋

湯浅陽一・谷口吉光

1 はじめに

持続可能な社会への転換は、現代社会の目標の一つである。第1章は、これに関わる「持続可能な開発」や「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」などの取り組みが抱える課題を検討し、その先に進んでいくための道筋を考えることを目的とする。

二〇一五年の国連サミットで採択されたSDGsは、国際社会における共通の目標として、私たちの生活に深く入り込んでいる。SDGsは複数の社会問題の解決を目指したものであるが、本章ではその中でも、環境問題に焦点を合わせる。国際的なレベルでの環境問題への取り組みは、一九七〇年代にその重要性が認知され始めたのち、一九八〇年代に登場した「持続可能な開発」と

いう言葉をキーワードとして進められてきた。この流れの上にあるSDGsは、国際社会における環境問題への取り組みの代表例として位置づけられる。

筆者たちの見立てでは、SDGsなどの取り組みは、そのまま環境問題の解決に結びつくものではない。これらの取り組みは、複数の重要な論点を未解決のままに残している。その論点を環境社会学の視点によって明らかにし、これを超えていくための方向性を明らかにしていく。

2 SDGsと環境社会学の視点

●「持続可能な開発」と「持続可能な社会」

言葉の整理から始めよう。まず、「持続可能な開発・発展（Sustainable Development）」と「持続可能な社会（Sustainable Society）」とを使い分ける。SDGsは「持続可能な開発目標」と訳されているが、Sustainable Developmentは「持続可能な発展」とも訳される。「持続可能な社会」という言葉も本書独自のものではなく、日本語でも英語でも、広く使われている。これらの言葉の意味の差については、このあとで使われ方についてのデータを示しながら検討していく。

注意しなければならないのは、SDGsでは、持続可能な開発は、経済・社会・環境の三つの対象領域を持っているとされており、社会は経済や環境と並ぶ一つの領域とされている点である。他方で、持続可能な社会という場合には、経済と環境も含めた全体としての社会を指している。もともと社会という言葉は多義的で、経済など他の領域を含めた全体を指すこともあれば、領域

解決しようとして、支配―被支配の問題を悪化させ、格差を拡大させることは、頻繁にみられることである。これは、経済や環境の領域での問題の解決が、社会の領域にしわ寄せをもたらすものとならないかという問題でもある。SDGsはこの点に対して、どのようなとらえ方をしているのか。

第三に、SDGsが、国連が主導するグローバルな取り組みであることの含意である。環境制御システム論は、基本的には日本国内での動向に基づいている。国民国家としての日本の中では、法をつくり、それによって規制することで経済システムに介入していくことができる。これに対し、今日の国際社会では、国民国家と同様の権限を持った組織は存在しない。最も包括的な国連も国民国家の連合体であり、それぞれの国家の中でこのことを規制することができない。従来は、気候変動枠組条約を締結し、それに基づいて各国政府が国内での規制を進めるという方法を用いてきた。SDGsはこうした条約の締結とは異なった方法をとっている。では、その方法とはどのようなものであるのか。

これらの三つの点は相互に関連している。経済と環境を対立的にとらえれば、企業への規制力が弱い取り組みには効果がない。また、格差など他の諸問題を拡大させる動きにも十分に対応できなくなる。他方で、経済と環境が調和的であると考えれば、規制などなくても十分な対策ができるし、他の社会問題も同時に解決できるようになる。むしろ、後者の方が望ましいが、そうであるならば、その根拠が問われる必要がある。

これらの点はいずれも、SDGsなどの取り組みの行方を左右する重要な論点である。以下、

SDGsに至るまでの国際社会での取り組みの経緯や、持続可能な開発という言葉の意味などについて考察しながら、検討を加えていこう。

3 SDGsの由来と諸特徴

●SDGsの由来と持続可能な開発・発展／社会

まず、持続可能な開発・発展／社会という言葉の来歴から、SDGsの由来をみていこう。持続可能な開発という言葉が広く認知されるようになったきっかけは、一九八七年に国連の「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が発表した報告書『我ら共有の未来（Our Common Future）』である〔World Commission on Environment and Development 1987〕。しかし、この言葉は、国連が生み出したわけではない。この言葉の歴史は、もう少し別のところにさかのぼることができる。

森田・川島〔1993〕によれば、類似の概念はアダム・スミス（Adam Smith）までさかのぼれるが、環境問題の文脈において、持続可能な開発・発展／社会という形で概念化されたものとして確認できるのは、一九七九年のJ・クーパー（James Coomer）によるものが最も古い〔Coomer 1981〕。また、国際機関により公表されたものとしては、一九八〇年に世界自然保護連合が策定した「世界保全戦略（World Conservation Strategy）」が最初である。さらに、レスター・R・ブラウン（Lester R. Brown）によるワールドウォッチ研究所が一九八四年から二〇一七年にかけて毎年刊行していた『地球白書（State of the World）』では、当初から、副題の一部に「towards a Sustainable Society」という言葉が含まれてい

- (1) 書籍の出版は一九八一年であるが、一九七九年に発表されたものもとになっている。
- (2) 一九八四年版の日本語での翻訳においては、邦題は『西暦2000年への選択——地球白書』とされている[Brown et al. 1984 = 1985]。以降、年によっては「持続可能な社会」という言葉で翻訳されている。
- (3) 以下「Development」については、参照した資料において「開発」「発展」のいずれで翻訳されているのかを参考にしながら、訳を当てていく。
- (4) 「持続可能な社会保障」を除いている。

廃棄物問題への取り組みは、 いかに揺れ動いてきたか

湯浅陽一

1 はじめに

本書のテーマである「持続可能な社会への転換の難しさ」を考えようとする場合、廃棄物問題は示唆深い領域である。

人類と廃棄物の関わりは長期にわたるが、本章では、日本国内において戦後復興からの経済成長の中で廃棄物の量が増加してきた一九五〇年代以降、二〇二〇年代までの約七〇年を対象とする。その間、日本は現在まで続く激甚な公害問題を経験し、温暖化などの地球環境問題がクローズアップされるようになったが、廃棄物問題はこの歴史を貫いて存在してきた。

七〇年もの間、対策がとられてきたのだから、この問題の解決に近づいていると考える人もい

るだろう。しかし、現状では、そのように評価することは難しい。部分的な成果は蓄積されているが、いまだ全体的な問題の解決に向けた試行錯誤の途上にある。これには、日本の廃棄物問題が抱える構造的な特徴が影響している。本章は、これまでの廃棄物問題への取り組みを振り返りながら、持続可能な社会への転換が難しいことの一因を明らかにしようとするものである。

2 廃棄物問題の形と社会システムの視点

七〇年の歴史の中で、廃棄物問題は常に同じ形をしてきたわけではない。本章では廃棄物問題の歴史を、①一般・産業廃棄物の適正処理をめぐる地域社会での紛争、②リサイクルの限界と循環型社会の登場、③問題の継続と展開という三つの局面に分けて考える^①。これらの局面は、重複も含みながら、おおむね①一九五〇～九〇年代↓②一九八〇～二〇〇〇年代↓③二〇一〇年代へと推移している。本章では各局面の特徴を意識しつつ、分析にとって有用な出来事を取り上げた。むろん次の局面に入ったからといって、前の局面の問題が終わったことを意味するものではない。むしろ、各局面での問題への対処は部分的なものにとどまり、のちの問題の伏線となっていく。

廃棄物問題には、国や自治体、事業者、市民団体などが、減量やリサイクル、有害物質対策などに取り組んできた。こうした取り組みは、どのような成果をあげ、どのような課題を残したのか。本章では廃棄物問題に関わる主体の相互のつながり方を中心に分析するが、これを社会システムの視点と呼ぶことにする。廃棄物の研究では、廃棄物処理に関する技術のシステムと、その

システムを運営する社会経済システムとを区別することが多いが、本章でいう社会システムは、後者と重複するものである。廃棄物問題には、政府、自治体、事業者、市民団体などが関係している。これらの主体はそれぞれに社会システムを構成し、さらにそれらが集まって廃棄物問題全体の社会システムを構成している。一つの大きなシステムではなく、たくさんの単位システムが連携することで、巨大な社会システムが形成されているのである。廃棄物問題への対処は、この社会システムを意図的に組みかえようとする取り組みとしてみなすことができる。

取り組みが成果をあげるかどうかは、この社会システムがどのように機能するかに左右される。本章の結論の一部を先に述べておけば、廃棄物問題の歴史は、巨大な社会システムを意図的に変えていくことの固有の難しさと、日本社会が抱える構造的な特徴に規定されている。

3 日本における廃棄物問題の歴史① 一九五〇～九〇年代

——一般・産業廃棄物の適正処理をめぐる地域社会での紛争

環境省は、一八〇〇年代後半から一九五〇年代前半までを、公衆衛生向上の時代として位置づけている〔環境省 2014〕。当時は、ハエや蚊の大量発生、赤痢などの伝染病を抑制することを目的として、「汚物」と呼ばれていた廃棄物を処理していた。こうした公衆衛生対策は、一九六〇年代までにはおおむね効果をあげていた。その一方で、戦後の復興のなかで廃棄物の量が急増し、処理・処分量が不足するという事態が生じる。その影響で生じた公害や生活環境汚染の深刻化に対



写真2-2 ペットボトルの分別収集(東京都内)。
日本の現状は焼却して熱利用する「サーマル・リサイクル」が主流
撮影:新泉社編集部

清涼飲料工業協会に対し、廃棄物量と処理費用の増加を懸念して、解禁を見合わせるよう要望している^①。その後の経緯は、この懸念が的中したことを示している。

容リ法の制定と小型ペットボトルの自粛解禁は時期を同じくしている。行政によるリサイクルの体制づくりが解禁理由の一つ「都市と廃棄物編集部 2002: 32」となったのであれば、行政による努力が逆機能を果たしたことになる。

容リ法は、リターナブル容器の普及には効力を発揮しておらず、大量消費されたワンウェイ容器を大量のエネルギーを投入して大量リサイクルするものとなっている。そのリサイクルは後述するサーマル・リサイクルが多く、その費用をめぐっては、自

治体負担に大きく偏っている(写真2-2)。なお、この時期に激増したペットボトルの多くは、二〇一〇年代後半までは高額で買い取ってくれる中国に輸出されていた。これが、後年のプラスチック問題の一端となっていく。

●焼却主義の問題

この頃は、「ゼロ・ウェイスト(廃棄物ゼロ)」や「ゼロ・エミッション(排出ゼロ)」のようにゼロを指した考え方も登場している。このうちゼロ・ウェイストは、廃棄物を焼却も埋め立てもせず、堆肥化などの物質回収やリサイクルによつて廃棄物をゼロにするというものである。一九九六年にオーストラリアの首都キャンベラが政策として採用すると、日本でも二〇〇三年の徳島県上勝^{かみかつ}町を皮切りに、ゼロ・ウェイスト宣言をする自治体が現れている。

ゼロ・ウェイストは、日本の廃棄物政策の特徴でもある焼却処理を問題視している。日本は海外と比べて、廃棄物を焼却処理する量が多い。焼却処理は、埋め立てによる最終処分場量を減らし、高温多湿の気候のなかで生ごみを衛生的に処理できるなどの利点があるが、問題点もある。一つは、焼却に伴う有害物質の排出である。ダイオキシンの発生でも注目を浴びたが、プラスチックの焼却による有害物質の排出は、公害が社会問題化していた高度経済成長の時代から問題視されていた。

もう一つは、大規模な施設の設置が、一定量の廃棄物を要求することになるというものである。ダイオキシン問題が顕在化して以降、環境省は焼却施設の高度化を進めてきた。こうした高度な施設は、長時間の連続運転を要するものが多い。その運転を確保するために、ある程度の廃棄物量が必要となることから、廃棄物の減少への取り組みに逆行するおそれがある[Murray 2002 = 2003]。焼却の問題は、サーマル・リサイクルとも関連する。日本のリサイクル率には燃やして熱利用するというサーマル・リサイクルが含まれている。しかし、サーマル・リサイクルをリサイクル率

再生紙は本当に

「環境にやさしい」といえるのか

環境問題の情報化と科学・技術の役割

立石裕二

1 エコロジー的近代化論と環境問題の情報化

市場メカニズムを生かしつつ環境技術の発達と普及を促すことで、経済成長と環境問題の解決を両立させることが可能であり、実際にそうすべきだというのが「エコロジー的近代化」の考え方である。エコロジー的近代化論は一九八〇年代初頭に提案されて以来、今日に至るまで、欧州を中心に環境政策に大きな影響を与えてきた[Mol and Sonnenfeld eds. 2000 = 2023]。だが、エコロジー的近代化論の枠組みを用いた実証的研究において、絵に描いたような両立が見られるものは少ない。例えば、Mol and Sonnenfeld eds. [2000 = 2023]の第八章では、東南アジアにおけるパルプと紙生産を取り上げ、無塩素漂白の導入や廃棄物削減といった点では環境改善と産業の発展が両立できた

ものの、それらの達成は木材資源の大量投入による紙の効率的生産という前提のもとで実現した、という矛盾を指摘している。エコロジー的近代化論が単純な「技術楽観主義」(科学・技術が発達すれば、今の便利な生活を変えることなく、環境問題を解決できるとする考え方)と異なるのは、こうした課題とそれを取り越えるための政策的・制度的な取り組みの重要性を強調する点にある。

局所的にみれば環境改善と経済成長の両立が実現しているように見えても、ほかの環境要素まで広げると、異なる構図が見えてくる場合がしばしばある。本章で取り上げる印刷・情報用紙に関しても同様のことがいえる。古紙パルプを配合した「再生紙」の普及が比較的早い時期から進んだという点では、環境対策の「優等生」である。しかし、再生紙の普及が進んだ一九九〇年代は、オフィスや家庭での紙消費が急増した時期でもあった。再生紙の普及が、紙に出力してすぐ捨てることへの罪悪感を和らげる「免罪符」となり、環境技術の向上による環境負荷の減少が、紙の消費を増やすという人びとの行動の変化によって相殺される「環境リバウンド効果」が生じていた。また、木材パルプから古紙パルプへの転換が環境負荷を低減するのは一見すると自明にも思えるが、後述するように、この点についてもそう単純ではない。持続可能な社会という大きな目標は明確でも、何をすればその目標に近づく(あるいは遠ざかる)かは、はっきりしない場合が少なくない。

こうした今日の環境問題を分析するうえで、本章では三つの視点を重視したい。

一つ目は、環境問題における「情報化」である。ここでの「情報化」とは、膨大なデータが日々生成され、それらをもとに算出された各種の指標が環境問題をめぐる議論や対策過程において大

な影響力を持つようになることを指す。今日の環境問題においては、原因と結果を結ぶ因果関係は複雑化しており、異なる時間・場所で得られたデータを集約することで、初めて問題が見えてくる場合が少なくない。典型的なのが地球温暖化問題である。「全球平均気温」は、世界各地の気温・海洋表面の水温の観測データをもとにした重み付け計算によって、初めて得ることができる。日本の温室効果ガス排出量は二酸化炭素(CO₂)換算で年間約一二億トン(二〇一九年度)であるが、この値も直接測定されたものではない。各排出源での資源の使用量や活動量をもとに係数をかけて推計し、合算されたものである。このように、何らかのモデルに基づく計算やシミュレーションの結果が一つの「現実」として受け止められ、環境対策をめぐる議論の焦点となっている[Gabrys 2016 など]。本章では、紙や古紙というモノの流れに加えて、それらに関する環境情報の生成と流通の過程にも注目していく。

二つ目は、定量的な指標が議論の中心になることによって生じる偏りや歪みに注目することである[小松 2020]。Power [1997=2003]は、パフォーマンス指標による事後評価、結果に対する説明責任、第三者による検証の制度化を組み合わせた「監査」の仕組みが、教育や医療をはじめ、社会の各領域において広がっていると指摘した。監査の拡大に伴って生じやすいのが、監査が組織のプロセスから分離されて儀礼化し、組織本来のパフォーマンスとの関連性が薄くなる「デカップリング」である。Escobar and Demerutis [2017]は、屠畜の際の動物福祉への配慮に関して、監査の制度化が進むにつれて、裏付けとなる証拠を整えるペーパーワークが目的化していったと論じている。本章では、定量的な指標が社会的な意思決定において重視されるようになることで、その

指標に対する圧力が加わったり、その指標が本来モニターしようとしている社会過程を歪めたりする点に注目したい[小松 2020]。

三つ目の視点は「フレーミング(フレーム化)」である[Hannigan 1995=2007; 佐藤 2002]。論争に関わる利害関係者が、対立する複数の見方が同時に成り立ちうる状況において、自分に有利な形で解釈を一つの方角にもつていこうとすることをフレーミングと呼ぶ。環境問題のデータをつくる過程では、測定項目の設定や測定方法、評価や総合の仕方などを変えることにより、科学的に妥当な範囲から逸脱しないまま、一見すると大きく異なる結果が得られる場合が少なくない。印刷・情報用紙の環境負荷をめぐって、どのようなフレーミングのもとでデータがつくられ、議論が行われたかに注目したい。

本章で取り上げる再生紙の事例、とくに二〇〇八年に発覚した古紙偽装問題をめぐる一連の顛末は、情報化した環境問題の典型例だといえる。表示されていた情報に不正があったことが問題になり、情報の管理と開示が対策議論の焦点となった。古紙配合率やCO₂排出量といった特定の指標に絞り込んで古紙リサイクルのあり方が語られる議論の構図や、それがもたらした歪みに注目しながら、環境問題の情報化が進んだ現代において、持続可能な社会への転換に向けて科学・技術が果たすべき役割を考えていく。

環境に配慮した行動は 広がっているのか

篠木幹子

1 はじめに

私たちは日々の生活の中で、無数の選択肢から行動を選び取っている。例えば、朝起きて電気や冷暖房をつけ、顔を洗うまでであっても、どこの部屋の電気をつけるか、冷暖房の設定温度を何度にするのか、水はどのくらい使用するのかという選択肢がある。各行動は習慣として無意識に実行される場合もあれば、意識的に実行される場合もあり、環境に配慮した行動である場合もあれば、そうではない場合もある。

このような私たちの日々の行動には、次のような特徴がある。第一に、環境に負荷を与える行動でも環境に配慮した行動でも、その種類は無数にあるが、一人ひとりの行動のインパクトは小

さい。しかしながら、環境に負荷を与える行動が社会全体で集積すれば重大な環境問題になり、逆に環境に配慮した行動が集積すれば環境問題の解決に貢献する。第二に、環境に配慮した行動については、同じ個人であっても、社会的条件や個人的状況によって協力できる環境配慮行動と協力できないものがある。第三に、環境配慮行動は継続的に実行され続ける場合もあれば、途中で実行されなくなる場合もある。

環境に配慮した社会の形成のためには、社会制度の整備や技術革新、人びとや企業などの多くの行為主体の協力が必要である。すなわち、資源の大量消費や大量廃棄を是とした社会の構造や、それを前提とした価値観や行動の結びつきを、環境に配慮した構造に変更したり、環境に配慮した価値観や行動またはネットワークへとつなぎ変えることが必要であり、最終的に各行為主体の環境配慮行動という形で体现される。その意味で、環境配慮行動は、環境に配慮した社会を構築するための重要な要素であると考えられる。それでは、その重要な要素となりうる環境配慮行動は、社会においてどの程度浸透しているのだろうか。また、環境配慮行動の実行はどのような意味を持つのだろうか。これが本章の問いである。この問いに対して、本章では環境配慮行動の特徴を整理しつつ、既存の調査結果にみられるごみの分別や減量行動の実行率を手がかりに、検討を行う。

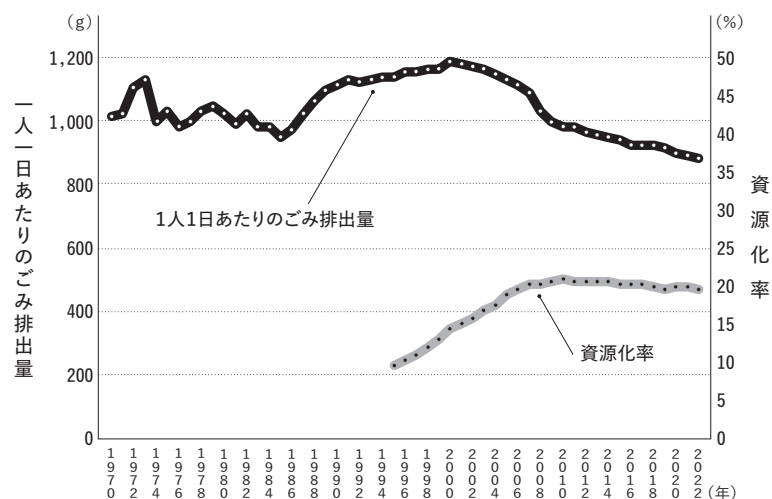


図4-1 全国の1人1日あたりのごみ排出量と資源化率
出所：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」各年のデータから筆者作成。

アップされる状況となった。しかし、増加した一人1日あたりのごみの排出量は二〇〇〇年をピークに減少し始め、二〇〇九年に初めて一キログラムを下回り（九九四グラム）、その後は二〇二二年までゆるやかに減少傾向が続いている。先に示した表4-1では、個人のごみの分別や、不用品等をリユースに回すといった環境配慮行動の実行率が二〇〇九年に最も高くなっており、個人のごみ分別の実行協力に関する回答と全国のごみの排出量の関係に矛盾はみられない。

二〇〇〇年をピークにごみが減量し始めた要因としては、一九九五年に「容器包装リサイクル法」が、そして二〇〇〇年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、一九九〇年代後半から二〇〇〇年代にかけて、市町村においてごみ排出量

●環境配慮行動の社会的集積

社会にはさまざまなタイプの環境配慮行動があり、行動によって実行率が異なることを述べたが、ここでは多様な環境配慮行動の中でもごみ問題に焦点を当てて、個人の環境配慮行動と社会における結果がどのように関連しているのかをみていこう。その理由として、①個人のレベルでは、ごみ袋の数や重さなどから排出時に自分がどの程度ごみの分別や減量に協力しているのかを認識しやすく、調査等によって個人の状況を測定しやすいこと、②社会のレベルでは、全国のごみ収集センターやクリーンセンター等で収集されたごみの量を測定することによって、個人の行動の集積結果としてのごみの総量を把握することが可能であることなどが挙げられる。

収集されたごみ量から算出した一人1日あたりのごみの量の変化をみていこう。図4-1は、環境省が毎年実施しウェブサイトにその結果を公表している「一般廃棄物処理事業実態調査」から作成した一人1日あたりのごみ量と資源化率のグラフである。これを見ると、一九七二年に一度ごみの量が増えたのちオイルショックの渦中の一九七四年に減少し、その後、横ばいの状態が続いた。一九八六年頃から再度ごみの量が増加し、大量消費・大量廃棄の問題が大きくクローズ

2020」が生じるなか、海洋プラスチックやマイクロプラスチックの問題〔石川 2019; 金子 2019〕を重視した国際的な規制の流れを背景に、二〇二〇年七月からレジ袋有料化が義務化されたが、仙台市においてはそれに先んじてスーパーマーケットや自治体においてマイバッグ持参運動が展開されたことなどがその理由として考えられる。

- (2) この調査は、生活環境研究会(現代表、小松洋)が二〇〇〇年、二〇〇五年、二〇一五年に仙台市で実施した。回答者は仙台市内に居住している世帯の家事担当者で、調査方法は郵送を利用した留置調査である。調査対象者は二〇〇〇年と二〇一五年が二二〇〇人でそれぞれ回収率が八五・五%と六四・三%であり、二〇〇五年は調査対象者が一〇〇〇人で回収率が六三・五%である[小松編 2017]。
- (3) 調査項目に関しては若干文言が異なるものもあるが、おおむね一致している。ただし、二〇一五年は、「台所にごみ受けを取りつける」に関しては「生ごみの水気をきる」に変更した。また、「環境配慮洗剤の使用」に関しては、二〇〇〇年が「天然油脂性の洗剤の使用」、二〇〇五年が「石鹼(合成でない天然油脂性の洗剤)の使用」であり、「エコマーク商品の購入」に関しては、二〇〇〇年は「環境にやさしい商品の購入」となっている。
- (4) 篠木[2007]は、Diekmann and Preisendörfer [1998]が示した三つの正当化戦略に対して、特定の環境配慮行動は実際には環境に配慮していないから意味がない、というように行動の価値を下げる正当化戦略を加えている。
- (5) 篠木[2015]は、表4-2で示した仙台市のデータを用いて、缶やペットボトルなどのごみの分別行動に関しては、高齢化が資源化の協力率を下げる年齢効果が存在する可能性を明らかにした。高齢になるほどごみの分別に協力するのが難しくなる、という仙台市の分析でみられた年齢効果の傾向は、全国でもみられる可能性がある。実際に高齢化によるごみ出しの困難さを受けて、市町村による高齢者のごみ出しサポートが行われるようになってきており、全国の二五%の自治体で実施されている[環境省 2019]。

コラムA

「持続可能な消費」の実現はなぜ難しいのか

社会的実践理論から考える

◆藤原なつみ

「環境・社会・安全性に配慮された食品を購入したいですか」。

このように質問されたら、多くの人が「購入したい」と答えるだろう。しかし実際には、こうした観点で食品を選び、「持続可能な消費」を実現する消費者は少ない。なぜだろうか。この問いについて考察するため、筆者は、環境・社会・安全性のすべてに配慮して食品を「購入したい」と回答した消費者五一五人を対象として、アンケート調査を実施した[藤原 2020]。

同調査では、「化学肥料や農薬を減らした農法で栽培されていること」「生産者が従業員の労働環境に配慮していること」など、環境・社会・安全性に関する七つの項目を挙げ、実際に青果物を購入する際にこれらに該当する品をどのくらいの頻度で購入して

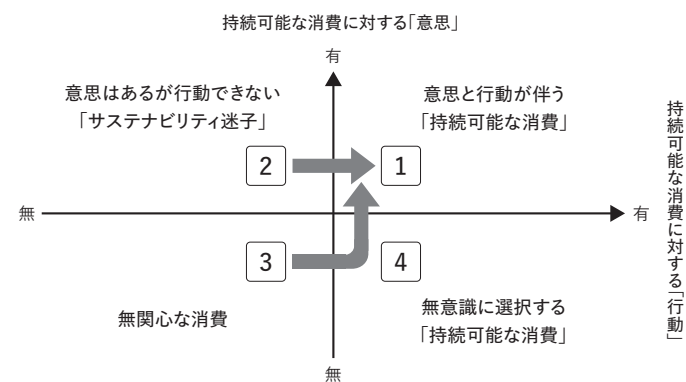
いるかを尋ねた。そして、「購入したい」にもかかわらず、「まったく購入しない」「あまり購入しない」「どちらともいえない」と答えた人にはその理由を七つの選択肢から選んでもらった(図A-1)。

回答結果から明らかになったのは、環境・社会・安全性に配慮した食品を「購入したい」と思っているが、実際には購入していない(できていない)消費者が存在すること、その理由は、主に「どの商品があてはまるのかわからない」「買い物中にはあまり考えられない」ためということである。こうした状況を正しく認識し、解決方法を探っていくためにはどうすればよいだろうか。

本コラムでは、その手がかりの一つとして、「社会的実践理論(Social Practice Theory)」や「実践理

II

対策の制度化と その限界



図A-2 「持続可能な消費」の実現に向けた社会的実践理論に基づくアプローチ
出所：藤原〔2025: 241〕。

ており、購入できる食品はすべて持続可能性への配慮がなされている。すなわち、たとえ組合員が無関心であったり、習慣的に食品を購入したりしていたとしても、自ずと「持続可能な消費」が実現する仕組みを構築しているのである（図A-2の③→④、②→①への移行）。生活クラブ生協は、こうした「構造」側へのアプローチと、意識啓発のような「個人」側へのアプローチ（図A-2の④→①への移行）を組み合わせることで、「持続可能な消費」に対してより実効性のある取り組みを進めている。

「持続可能な消費」を個人へのアプローチのみによって実現するのは難しい。しかし、社会的実践理論の観点を用いて、個人と構造、そしてその相互作用を理解し、より多角的なアプローチを試みることで、「持続可能な消費」の実現に少しでも近づくことができるのではないだろうか。

註
（1）そこでは、消費者は、合理的な意思決定に基づいて行動する個人ではなく、実践の担い手（carriers）としてとらえられる。

中国におけるリサイクルシステムの制度化と ごみに携わる人びとの生活

国家主導型ガバナンスの予期せぬ社会的影響

金太宇

1 はじめに

経済成長に伴う市民の生活水準の向上により、消費社会化がいつそう進展する今日の中国社会において、日々大量に発生する廃棄物の処分問題は喫緊の課題である。これに対し、中国政府は「減量化」「資源化」「無害化」の三原則を軸とする政策を漸次進めている。もともと、中国における主な廃棄物の処理・処分方法は二〇二四年現在も埋め立てが主流である。都市部郊外にはいくつかの政府認定のごみ処分場が設置され、地方政府の監督のもとでごみの収集・運搬、処分場での埋め立てが行われている。しかし、急増するごみは処分場の処理能力を凌駕するようになり、都市周辺で処理されないごみが山積しているのが現状である。こうした「ごみ囲城」(都市がごみに囲

まれる)の状況を改めるため、各地で焼却処理施設の建設計画が急ピッチで進められている。これに対し、住民は焼却処理施設の潜在的な危険性を懸念して、各地で処理施設をめぐる大規模な紛争が相次いでいる。

一方、資源リサイクルに関しては、都市へ移動してきた農民が築き上げた回収ネットワークによりこれまで支えられてきた面が大きい。資源ごみの回収・分別業は長らく政府主導で行われてきたが、一九八四年から再生資源回収業(以下、回収業)への民間企業や個人の参入が認められるようになった。こうした構造的変化により、農村出身の出稼ぎ労働者(以下、農民工)が回収業に加わり始め、次第に資源リサイクルの重要な担い手となったのである。しかし、二〇〇七年の「再生資源回収管理弁法」(以下、管理弁法)により回収業務の許可制度が導入され、認可を受けた回収業と認可を受けずに行う回収業の二つの層が生み出された。その結果、政府が推し進めるリサイクルシステムにおいて、これまで資源ごみの回収に携わってきた農民工は行政が認可した公式のセクターとは異なる資源リサイクルの「サブシステム」[金 2017]に組み込まれるに至った。本章では、リサイクルシステムの制度化が進む中国において、都市へ移動してきた農民工がどのように廃品集めを維持しながら生活を営んでいるのかを明らかにする。

2 生活ごみ処理の実態

●ごみ処理に関する法制度

中国では一九七八年の改革開放政策の導入以後、工業化と市場経済の進展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムの形成により、市民の生活スタイルは物質的な豊かさを求める「近代的」なものへと転換し、生活ごみの大量排出などのごみ問題が深刻さを増すことになった。さらに一九九〇年代に、発泡スチロールの容器や買い物客に提供するビニール袋、農業用ビニールシートなどの廃プラスチックによる環境への被害（白色汚染）が顕在化し、それを契機に環境問題として廃棄物処理の制度化が検討されるようになる。

こうした背景のもと、一九九六年四月一日に「固体廃棄物環境汚染防止法」（以下、固体法）が施行された。固体法では、工業などの生産活動から固体廃棄物が産出される工業固体廃棄物、都市の日常生活と関連して発生する都市生活ごみ、そして国家が定めた危険な特性を持つ危険廃棄物など、三種類に大別された。しかし、廃棄物処理に関する基本法である固体法は、あくまでも都市における廃棄物処理のための措置であることから、社会全体で問題の解決を目指すものではなかった。

二〇〇〇年以降、経済成長を支える資源の自国内調達がますます難しくなり、また従来の外国からの再生資源の利用においても不適正な処理による深刻な環境汚染が各地で多発した。このよ

うな背景のもと、二〇〇五年から全国人民代表大会で起草作業が着手され始めた「中華人民共和国循環型経済促進法」が二〇〇九年一月に施行された。しかし、当法は、今までの個別法規で規定されてきた制度を循環経済という視点からまとめたもので、経済発展を優先する点で従来の方針と何ら変わりはなかった。

そして、二〇一七年から二〇一九年にかけて、中国開発改革委員会、住宅都市農村建設部などによってごみ分別に関するいくつかの法律・法規が続々と打ち出され、ごみ分別の推進に向けた状況が整備されてきた。二〇一七年三月に公表された「生活ごみ分別制度実施計画」では、二〇二〇年末までにごみ分別に関する法規および標準的な処理プロセスを基本的に整備し、普及可能なごみ分別モデルの推進を強調しており、さらにごみ分別を実施している都市では生活ごみのリサイクル率を三五％以上にすることを目指している。二〇一八年一月、住宅都市農村建設部は「一部重点都市における都市生活ごみ分別の加速化に関する通知」を出し、北京、天津、上海を含む四六主要都市に対して生活ごみの分別作業を加速することを要請した。また、二〇一九年六月に可決された「固体廃棄物環境汚染防止法（改訂案）」では、国は生活ごみの分別制度を推進し、県級以上の地方人民政府は分別して投棄・収集・運搬・処理を行う生活ごみの管理システムを構築し、生活ごみの減量化・資源化・無害化を実現することが記されている。

●ごみ分別処理の実施状況

前記のように、ごみの減量化・再資源化に向けた取り組みについては、四六重点都市において

環境・人権を守る企業の取り組みは何をもたらしたか

自主規制ガバナンスの「進展」による被害の不可視化

笹岡正俊

1 はじめに

今日、グローバル商品を扱う企業の多くが、自らが守るべき約束事である「自主行動方針」を定めるようになってきた。ここでグローバル商品とは、原料の生産から、製品の製造、そして最終的に消費者の手に届くまでの一連のつながり（サプライチェーン）が、一つの国や地域に収まらない、国境を越えた広がりを持つものを指す。例えば、農林産物に限ってみても、私たちの暮らしを支えるそうしたものには、コーヒー、バナナ、パーム油、綿、紙（パルプ）などさまざまなものがある。

これらの中には、その生産過程で環境破壊や人権侵害などの問題を引き起こしてきたものが多い。

い。そうした問題を引き起こしてきたことに対して、国内外の環境・人権NGOや市民社会は厳しい批判の声を寄せてきた。このように、企業活動が環境や社会に与える影響への監視の目が厳しくなってきたことへの対応として、今日、多くの企業が地球環境や持続可能性や人権などへの配慮を謳った自主行動方針を定めるようになってきている。そして、単に約束事が定められるだけではなく、それがきちんと守られているかどうかを監視・評価する、多様な関係者による協働の動きも生まれてきている。本章では、こうした企業の自主行動方針の実施・監視・評価に関わる多様な利害関係者による協働のプロセスを「自主規制ガバナンス（self-regulatory governance）」と呼ぶ。

このような協働の動きが生まれたこと自体は、それが生まれる前の時代と比べると各段の進歩であり、喜ばしいことだ。しかし諸手を挙げて歓迎できるかというとそうではない。自主規制ガバナンスの仕組みが整備されてきたことによって、皮肉にも、現場の問題、とくに「地域の生活者」が経験している被害がより見えづらくなってしまおうという予期せぬ結果が生まれているのである。なぜそんなことが起きているのか。またそうした事態を打開するために何が必要なのか――。本章では、グローバル商品の中でも、インドネシア産の紙に焦点を当てて、これらの点について考えてみたい。

インドネシアの紙・パルプ業界では、スマトラ島を生産拠点とする巨大総合製紙メーカー「アジア・パルプ・アンド・ペーパー社」（以下、APP社）が二〇一三年に自主行動方針を打ち出して以降、紙の「責任ある生産」のための自主規制ガバナンスが動き始めた。それ以降、保全価値の高い森の保護や泥炭地^{（でいたんち）}の管理の点でAPP社は一定の成果をあげた。しかし、APP社のサプライヤー

（原料供給企業）である植林企業の事業地では、今なお植林企業と周辺住民との間の紛争が続いている。そこでは、植林事業がもたらす生活環境の悪化や長期化する土地紛争により、住民たちはさまざまな被害を経験している。しかし、その姿は自主規制ガバナンスが動き出して以降、むしろ見えにくいものになっている。本章では、こうした「被害の不可視化」が、なぜ、また、いかにして起きているのかをみていく。そのうえで、グローバル商品の生産・消費が生み出す「加害―被害構造」を是正するために、今後、私たちが取り組むべき課題について議論する。

2 自主規制ガバナンスとは何か

自主規制ガバナンスとは何か。まずはそのことを確認しておこう。

二〇〇〇年代に入ってから、とくに環境や人権の問題領域において、政府に代わって、企業やNGOといった民間のアクターが公共政策の策定と執行を担う状況が生まれた。こうしたガバナンスのあり方は、一般に「プライベート・ガバナンス」と呼ばれている¹⁾（佐藤 2017）。

プライベート・ガバナンスを動かす仕組み（private scheme）にはさまざまなものがある。例えば、環境マネジメントのための国際規格、国際資源管理認証、環境報告基準などである〔Perez 2011〕。また、先に述べたように、最近では多くの企業が「企業の社会的責任（CSR）」を果たすために守るべき行動規範・方針を定め、公表している。これは一般に「自主行動方針」や「CSR方針」と呼ばれている。これもプライベート・ガバナンスを動かす多様な仕組みの一つである。

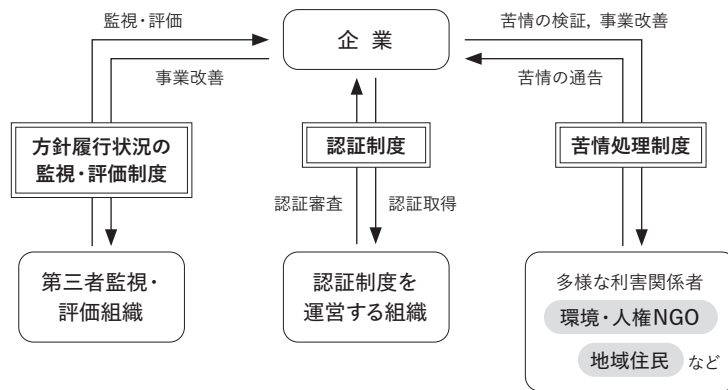


図6-1
自主規制ガバナンスを支える主要な制度と利害関係者
出所：筆者作成。

グローバル商品を取り扱う企業の自主行動方針では、多くの場合、国際資源管理認証制度（以下、認証制度）〔大元ほか編 2016〕の活用が謳われている。認証制度とは、製品の原料生産や製品製造が環境破壊や人権侵害を引き起こしていないかを、独立した認証機関が審査を行い、定められた基準を満たした製品にそのことを示すラベルをつけ、消費者が問題のない製品を選べるようにする制度である。認証制度の活用のほかにも、企業の自主行動方針がきちんと守られるよう、方針の履行状況を第三者がモニタリングし評価する制度を設けていることが多い。さらに、企業活動が引き起こす問題についての苦情を広く受け付け、その内容が事実かどうかを検証し、改善策を提示する「苦情処理制度」を設けている企業も存在する。つまり、方針策定後は、認証制度を担う組織、外部のモニタリング・評価組織、そして、事業から影響を受ける幅広い利害関係者（NGOや地域住民など）と企業との

存在している場合には、新たに境界画定を行い、それらを事業地の外に出すことになっている。しかし、L村ではそれが十分な形では行われなかった。後述するB集落のリーダーによると、植林に先立ってW社は村長など一部の村の指導者との話し合いを通じて、事業に対する「同意」を取りつけていた。土地を失うことになる人たちのあずかり知らぬところで得た「同意」を盾に、W社はそうした人たちの抗議を無視して植林を進めていった。

(4) 住民たちはW社に対して、係争中の土地を事業地から除外することを政府に提案するよう要求している。法規上、事業許可を得た企業はそれを行うことができるからだ。しかし、W社はそれに応じようとしていない。同社は、住民たちが権利を主張する土地のうち、作物が収穫期に至っていない農地（アブラヤシやゴムを住民が植えてまだ五年が経っていない土地）については、ただちにアカシアなどパルプ原木の植林地に戻して分収造林（パルプ原木の売却によって得た収益を企業と住民との間で分け合う造林方法）を行うことを、また、すでに収穫が可能な農地についても、一定期間——作物の植え替えが必要な期間で、アブラヤシの場合は二五年とされる——を経た後に、同じく植林地に戻して分収造林を行うことを提案している。これは事実上、住民たちにその土地で農業を行うことを禁じるものであり、住民たちは反対している。

(5) それらの要因として、加害——被害関係の重層化（飯島 2000: 7）、加害——被害の国境を越えた分離（岡 2003: 14）、「被害を隠蔽・排除した環境言説の浸透」（池田 2014: 8）などを指摘できる。

(6) この評価方法がはらむ問題については別稿「笹岡 *in press*」を参照のこと。

気候変動は企業の自主的取り組みで解決できるのか

佐藤圭一

1 企業活動と環境問題

環境問題の多くは経済活動と不可分な関係にある。経済活動は、労働を通じて自然資源を人間の利益に資する形に加工し、それが商品として市場で流通し、消費されることによって成り立つ。この一連の生産・流通・消費のサイクルにおいて中心的な役割を果たすのが企業である。環境負荷が高い企業活動は、持続可能な社会の実現を不可能にさせる。他方で、イノベーションを通じてより環境負荷の低い経済活動を広げる主体となるのもまた企業である。

環境問題の解決のために企業活動を変える伝統的な政策手段は、直接規制だった。公害の発生源である水銀やフロンガスなど特定の物質の使用を禁じることによって、問題の解決を促すこと

が目指された。しかし、とりわけ一九九〇年代以降、直接規制に代わるさまざまな政策手段が提案されてきた。これは直接規制が難しい幅広い環境問題の認識が広がったことや、直接規制に代わって、より効率的な対策手法に関する政策的議論が進んだことが背景にある〔栗山・馬奈木 2020〕。これらの政策手法は大まかに整理すると以下ようになる。¹⁾

- ・補助金……政府が汚染物質の排出削減を行う企業に対して費用を補助する。そのことを通じて、より環境負荷の低い企業行動に移行することを促す。
- ・プライシング……汚染物質に対して税制や市場メカニズムを通じて価格をつけることで、市場内部の価格構造を変化させ、企業の行動変容を促す(例として環境税、排出量取引など)。
- ・自主的取り組み……政府からの直接規制ではなく、企業が自主的に規制や対策行動をとる。なお、政府が自主規制の目標設定に関与する場合もある(例として、エネルギー効率化を求める「トップランナー方式」や本章で扱う自主行動計画など)。

これらの政策は組み合わせて使われる場合もありうるが(「ポリシーミックス」)、実際の政策過程では相反の関係になることも多い。日本の気候変動対策においてはとくに自主的取り組みが重視されてきた。なぜ日本の気候変動対策は自主的取り組みが中心となっているのか。それは気候変動対策の進展にどう影響したのか。自主的取り組みは持続可能な社会への転換につながるのか。次節では、企業の自主的取り組みが行われる背景および持続可能な社会への転換への理論的な

含意について検討を行う。そのうえで第3節では、気候変動問題における日本の自主的取り組みの広がり of 経緯について概観する。さらに第4節では、対照的なアプローチをとったドイツの状況との比較を行う。これらを踏まえて第5節では、持続可能な社会へと転換する際の自主的取り組みの問題点について考察する。

2 政策手段と持続可能な社会への転換

持続可能な社会への転換に経済活動の変化は不可欠である。既存の資源大量消費型の経済活動は持続可能なものではないからだ。もともと、企業は経済活動から利益を上げることが存在理由としており、究極的には経済合理性と結びつかない限り持続的に環境保全に取り組むことはない。さらに経済行動の変化は、一企業ではなく相当規模の企業群の間で起こらなければ大きなインパクトをもたらさない。

この環境合理性と経済合理性の社会全体での融合を近代化論として定式化しているのが、エコロジー的近代化論である〔Maj 1996, 2002〕。エコロジー的近代化論は、現在の環境負荷の高い経済活動を近代化の一段階の産物にとらえる。そして、環境合理性が経済合理性の追求において不可欠な要素となるような新たな近代化を通じて、経済成長と環境負荷の増大とのデカップリング(切り離し)が可能であるとする。²⁾

環境合理性と経済合理性の融合は、自然資源状況の変化や、イノベーションの普及など市場の

有機農業はなぜ広がらないのか

谷口吉光

1 はじめに——有機農業は近代農業との対立構造の中で発展してきた

「日本で有機農業は広がっていない。それはなぜなのか」という議論はこれまでも数多く行われてきた。試みに、グーグルで「有機農業は広がっていない」と検索したら一四〇万件もヒットした。上位に上がってきたサイトを拾い読みすると、「有機栽培は手間がかかる」「技術習得が難しい」「販売先がない」「有機JAS認証の手続きが煩雑」「消費者の理解が足りない」など、個別的な技術課題や経営課題が幅広く指摘されている。これに輪をかけて、有機農業肯定派と批判派が対立する説を主張しているから、議論は複雑になってしまふ。こうした記事を読んでいると、いったいどの意見を信頼したらいいのか、有機農業を広げるにはいったいどこから手をつけたらいいのか途方に暮れてしまう人も多いだろう。

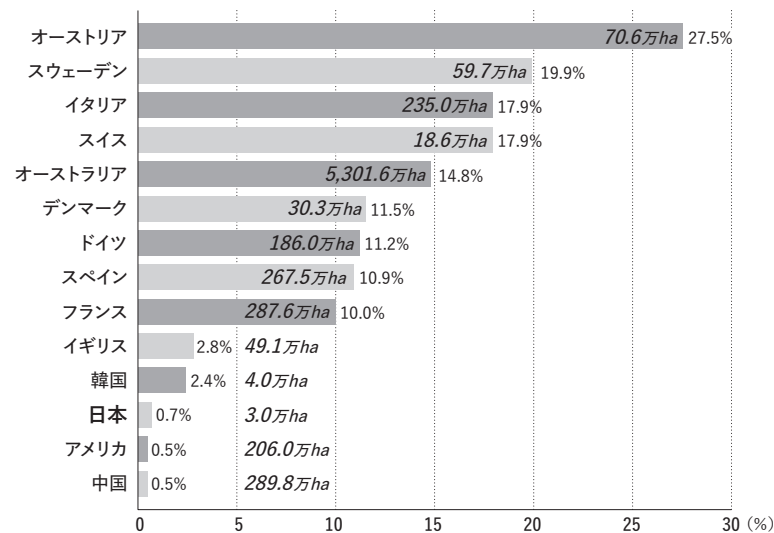


図8-1 世界各国における耕地面積に占める有機農業取り組み面積の割合 (2022年)

注：日本は有機JAS認証を取得していない農地面積を含む。

出所：農林水産省「有機農業をめぐる事情（令和7年1月版）」（2025年1月）。

（<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/attach/pdf/index-133.pdf>）

有機農業が広がっていないという議論の根拠としてよく挙げられるのが、「耕地面積に占める有機農業の割合」という数値である。二〇二二年で見ると、日本は〇・七％で、一〇％台に到達しているヨーロッパ諸国には遠く及ばず、日本より遅れて有機農業に取り組んだ韓国の二・四％にも大きく水を開けられているのが現状である（図8-1）。

しかし、日本で有機農業がなかなか広がらない本当の理由は、技術や経営の個別課題という表層的なレベルにあるのではないと私は思う。社会的視点から、有機農

業をめぐる多種多様な対立を生み出した複雑な因果関係を過去に向かつて解きほぐしていくと、「日本で有機農業は広がらない」という現実を生み出した根源的原因が見えてくる。それは、「近代農業と有機農業の本質的対立構造」と呼ぶべきものである。これを命題の形に書き直すと、「近代農業と有機農業は本質的に対立する。有機農業は近代農業との対立構造を通して今日の姿にまで発展してきた」となる。この対立を主体間で見れば、近代農業を推進してきた農林水産省、地方自治体の農業部局、農協（農業協同組合、現・通称JA）などと、有機農業を推進してきた農民、消費者、生協などの間の対立であるが、農業技術をめぐる主張の対立（例えば農薬や化学肥料の使用を認めるか認めないかの対立）の形でも顕在化してきた。有機農業が広がらないのは近代農業と有機農業の本質的対立構造に起因すると考えるのが本章の視点である。

有機農業の歴史と社会学の基礎を学んだ人なら、この命題が何を意味するか理解できるかもしれないが、それ以外の読者のために次の三点を補足説明しよう。第一に、有機農業は近代農業が引き起こした健康被害や環境汚染に対する批判的・対抗的運動として生まれてきた。有機農業は何もない真空状態から自然発生的に生まれて平和的に発展してきたのではまったくない。近代農業が生み出したさまざまな矛盾や問題に黙っていられなくなった農民と消費者が声をあげ、取り組んだのが有機農業であった。有機農業は社会変革運動（具体的には農民運動、消費者運動、産消提携運動、生協運動など）として始まり、広がってきたのである。

第二に、有機農業が批判的とした近代農業とは何だったのか。「近代農業」という概念は一九六一年に農業基本法によって成立したとされている〔梶井 2000〕。当時は加工貿易立国論に基づい

て工業化を推進し、国民の所得を倍増させる高度経済成長期の真っ盛りで、農業も製造業などと同程度の所得を上げることが目標とされ、規模拡大と生産性向上を軸とする農業近代化を実現する農業経営や技術をまとめて「近代農業」と呼ぶようになった。このように「近代農業」という概念は経営や技術を含む複合的な性格を持っていたが、それが農業現場で実践されると、農薬や化学肥料の多投による農家の健康被害、土壌の劣化や地下水汚染などの環境問題を引き起こしたために、有機農業との対立関係においては、もっぱら農薬や化学肥料の使用を推奨している点が批判的になった。そのため、有機農業の側から見ると、「近代農業」イコール「農薬・化学肥料を推奨する農業」と一面的にとらえられがちだが、そうではなく近代農業のもともとの意味を理解し、それが戦後の農業政策の中核的な概念だということを理解しておく必要がある。後述するように、国（具体的には農林水産省）は有機農業を農業政策にとりいれることに一貫して抵抗してきたが、それは農政の中核的概念だった近代農業と有機農業が相いれないものだったからだとは私は考えている。なお「慣行農業」という言葉は、本章では近代農業と同義語として扱う。

第三に、私自身は「日本で有機農業は広がっていない」と単純に考えてはいない。耕地面積に占める有機農業の割合が主要国最低レベルだということは前述したが、この数字は農業生産という一側面において有機農業が広がっていないことを示しているだけだ。社会的現象としての有機農業はそれにとどまるものではない。例えば、私たちの身の回りで「有機」「無農薬」「オーガニック」という言葉が普通に使われているという事実、農村に移住して農業を始めた若者やシニア世代の多くが有機農業に取り組んでいるという事実、家庭菜園や市民農園で野菜を育てている人のほと

協働の時代における

湖沼環境保全活動の成果

霞ヶ浦からの問い

小野奈々

1 協働の時代を経て——霞ヶ浦の環境保全団体の終焉と成果

二〇二〇年、霞ヶ浦^{かすみがうら}の環境保全活動に長年取り組んできた一つの団体が活動を閉じた。筆者は霞ヶ浦をフィールドとして調査している間に、その場面を目の当たりにした。

日本では二〇〇〇年前後から、市民参加や官民協働、パートナーシップ、新しい公共といった取り組みが政策として推進され、二〇〇三年には自然再生推進法が施行された。同法第二条では「自然再生」を、過去に損なわれた自然環境を回復するため、行政機関や地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等が参加し、自然環境の保全、再生、創出等を行うことと定義している。対象は河川や森林など多岐にわたり、地域の多様な主体の参加が期待された。この法律に基づく環境再

生活動は全国各地で活発に展開され、河川、干潟^{ひがた}、里山等の自然環境を保全、再生、創出、または維持管理する取り組みが進められた。霞ヶ浦でも地域環境保全ボランティア団体が結成され、水辺の植生・生物の保全、水質改善などに尽力してきた。

その頃にスタートした環境保全活動は、どのような成果を生み出してきたのだろうか。環境運動の団体設立や制度化は、環境・資源危機、経済・財政危機といった社会の変化に伴って生じる。そのため、特定の時代に特定の層が担い手となり、運動には「世代」や「ピーク」が生じる「寺田1998」。環境保全に携わる市民活動にも同様の傾向があるとすれば、二〇〇〇年代の制度化や官民協働の推進によって生まれた市民活動の成果を把握できる時期にさしかかってきているのではないだろうか。

本章では、このような問題意識を踏まえ、霞ヶ浦の環境保全に取り組んできた地域環境保全活動団体の事例を取り上げ、その活動の成果が示す意味を考察する。

2 霞ヶ浦の開発と住民

◆淡水化される霞ヶ浦

霞ヶ浦は、茨城県南部に位置する、西浦、北浦、外浪逆浦^{そとなさかうら}で構成される湖である。水深が浅く、湖面が広い特徴を持つ「茨城大学地域総合研究所編1984:1」。二〇万年前は「古東京湾」と呼ばれる海の一部だったが、海水面の変動で約六〇〇〇年前に入江となった「茨城大学地域総合研究所編1984:

ある。周辺生態系への影響を懸念して、アサザ基金の代表やジャランボPJの事務局長は、当初、園芸品種の持ち込みに反対していた。しかし、「きれいな花を咲かせたいという気持ちも愛情の一部か」と、次第に許容するようになった。園芸品種である彼岸花も増えて一斉に咲くと、花見に人が訪れた。ジャランボPJのメンバーも花が咲く時期にトンボ公園に集まり、その美しさを楽しんだ。

しかし、トンボ公園のビオトープは、会員の高齢化とともに、霞ヶ浦の浄化や貴重種の保全という機能を維持することが難しくなっていたようだ。それでも、自然が豊かな水辺の憩いの場として、トンボ公園は今も維持管理され、利用され続けている。解散したはずのジャランボPJも、市役所の嘱託職員として雇用された会員を中心に、今も集まり、草むしりなどの作業を続けている。

5 協働の理想と現実——ジャランボPJの成果と問い

本章の冒頭で、環境運動の団体設立や制度化は、環境・資源危機、経済・財政危機といった社会変動とともに発生し、特定の時代に特定の層が担い手になるため、その運動には「世代」や「ピーク」が発生することについて述べた。ジャランボPJの活動も、二〇〇〇年前後に広がった市民参加や官民協働、パートナーシップ、新しい公共といった流れのなかで始まった、「世代」や「ピーク」を持つ市民活動の一つととらえることができる。

そのジャランボPJがアサザ基金とともに目指したのは、一〇〇年かけて霞ヶ浦の自然環境を回復させることだった。トンボ公園をモデルケースとしてビオトープが広がり、霞ヶ浦の水質が浄化されること、小学校の校庭に造成したミニ・ビオトープでヤゴが生まれ、育ったトンボが小学校からトンボ公園へと飛来する未来を思い描いた。だが、それは叶わなかったといえるだろう。活動の意味合いも、霞ヶ浦全体の自然回復から次第に縮小し、トンボ公園の維持管理が中心となっていたようだった。

二〇〇〇年代に全国に無数に生まれたであろう、このようなさやかな地域環境保全ボランティア活動の成果を、私たちはどう評価すればよいだろうか。本章の事例を「霞ヶ浦の自然環境を回復させる」社会運動としてとらえるならば、成功例とはいえない。

しかし、社会運動としての理想からは離れつつも、地域住民たちが楽しみながら手作業で生み出したトンボ公園は、憩いの場として市や住民に認められ、維持され活用されている。トンボ公園のように自然が豊かでビオトープ機能まで備えた公園施設は、行政にとって造成や維持管理に多大な費用がかかる。園路は舗装されておらず土のままで、常時除草が必要となる。さらに、生物保全のため除草剤も使用できず、維持管理に手間がかかる大木も植わっている。行政がこうしたコストのかかる施設を積極的に計画することは難しく、もし行政任せであれば、トンボ公園のような自然豊かな憩いの場は実現しなかっただろう。だが、市民の手で生み出されたトンボ公園には、地域内外の大人や子どもたちが訪れ、自然を感じ、霞ヶ浦の水辺で憩い、環境を学んでいる。虫や動物も繁殖の場として姿を現し、自然と人間のネットワークが重なり合い、集う、豊か

日本における持続可能社会論の展開

エントロピー学派を中心に

谷口吉光

1 はじめに

SDGsや持続可能性などというと、目新しい言葉のように感じるかもしれないが、実際にはこれまで数十年にわたって議論されてきた問題が数多く含まれている。例えば、手もとにある室田武・多辺田政弘・槌田敦^{つちだあつし}編著『循環の経済学』という本は一九九五年に出版されているが、副題は「持続可能な社会の条件」となっていて、持続可能な社会とは循環型社会のことなのだという点がさまざまな角度から説明されている^{〔室田ほか編 1995〕}。三〇年前に書かれた本だが、今でもまったく古びていない。

多辺田らが一九八七年に出した『地域自給と農の論理』という本では、「地域自給経済」がテーマ

になっている^{〔多辺田ほか 1987〕}。経済学の基本概念であるフローとストックを使って、人間の生存のためにはフローである商品経済を脱却し、ストックである農山漁村の自然資源を持続的に利用する地域自給経済に転換することが必要だと主張されている。この本が提唱している「地域自給」という概念は、のちに経済評論家の内橋克人^{かつと}による「FEC（食糧〔Food〕、エネルギー〔Energy〕、医療福祉〔Care〕）自給圏構想^{〔内橋 2000〕}や、近年注目されている「コモンの再生」の議論^{〔斎藤 2020 など〕}と共通する要素を持っている。

この二つの例が示すように、一九七〇年代後半から二〇〇〇年代初めにかけて、日本には「持続可能社会論」と総称できるような議論が集積されていた。そこで提起されているのは、エントロピー、エコロジー、循環、定常系、脱成長、生命系、有機農業、地域主義、コモンズ、社会的共通資本、内発的発展などの多彩な概念や理論である。これらは持続可能性に関する現在の議論にも直接、間接に影響を与えている。この中には環境社会学の研究につながっているものもあるが、重要な課題ながら環境社会学ではあまり議論されていないものもある。しかし、「持続可能な社会への転換の難しさ」を説明しようとする本書の目的からみて、日本の持続可能社会論から学べるものは多い。

本章では、その中でもエントロピー理論に端を発する玉野井芳郎、槌田敦、室田武、多辺田政弘ら（以下、エントロピー学派）が提唱した思想や理論を紹介したい。なぜこの学派に注目するのかといえば、エントロピーの法則という物理学（正確には熱力学）の法則に基づいて「開放定常系としての地球」というモデルを構築し、地球上の循環や定常性のあるべき姿を原理的に示したからであ

る。循環や定常性について議論するとき、私たちは往々にしてこうした言葉を明確に定義しないまま使っていないだろうか。持続可能性という複雑で難しい課題について考えるのに、基礎となる言葉が曖昧なままでは説得力のある議論を組み立てるのは難しいだろう。その意味で、エントロピー学派が、人間の主観に左右されない物理学の法則に基づいた準拠枠を確立した功績は大きい。またエントロピー学派はこの視点から現在の社会経済のあり方を批判し、進むべき方向を提言している。最初は個々の研究者がそれぞれの問題意識に基づいて発信していたが、やがてエントロピー学会としてまとまった提言が発表された「エントロピー学会編 2003」。この提言は、エントロピー理論に基づいて持続可能な社会とはどのような社会であるべきかを原則的かつ具体的に示していて、きわめて説得力がある。しかし、そこで示された社会像は現在の経済社会システムとはかなり異質なものであり、それをどのように実現すればいいのかという難問を私たちに投げかける。エントロピー学派の主張が今でも色褪せないのは、その主張が真実を突いているからという理由だけでなく、持続可能な社会という異質な社会に着実に転換するための方法を私たちがいまだに見いだせておらず、そのために目指すべき理想に近づけていないからではないだろうか。この学派に注目する理由は以上のとおりである。

次節以降では、エントロピー学派の概要を紹介し、この学派が持続可能な社会への転換についてどのような見解を持っていたかを述べ、それが本書の目的にどのような示唆を与えてくれるのかを述べる。

2 エントロピー学派とは

はじめに、エントロピー学派と呼ばれる人と業績の範囲をおおまかに図10-1に示しておく。成長の限界(D・メドウズら [Meadows et al. 1972 = 1972])、スモール・イズ・ビューティフル(E・シューマッハー [Schumacher 1973 = 1986])、エントロピー理論(N・ジョージェスク = レーゲン [Georgescu-Roegen 1971 = 1981] など)、沈黙の春(R・カーソン [Carson 1962 = 1974])、非市場経済(K・ポランニー [Polanyi 1944 = 1975])、エコロジ(B・ロモノー [Commoner 1971 = 1972] など)、産業主義批判(I・イリイチ [Illich 1971 = 1977])、従属理論(A・フランク [Frank 1969 = 1976])などに影響を受けた研究者が一九七〇年代から二〇〇〇年代初頭にかけて展開した一連の思想や理論をこう呼ぶ。

エントロピー学派の生みの親といえるのが経済学者の玉野井芳郎である。一九七八年という早い時期に、玉野井は市場経済と商品経済を前提とする「狭義の経済学」では環境、エネルギー、資源問題は解決できないとして、エコロジ思想やエントロピー理論を手がかりとして「広義の経済学」の構築を提唱している[玉野井 1978]。また同時期に、地域主義の重要性を訴える『地域分権の思想』[玉野井 1977]などの著書を矢継ぎ早に出している。

玉野井の精力的な理論構築を支えたのが、K・マルクスやK・ポランニーの経済理論に加えて、E・シュレディンガーやN・ジョージェスク = レーゲンのエントロピー理論であった。エントロピー理論についてごく簡略に説明すると、まず、エントロピー(entropy)とは熱力学などにおいて

い。市民の間には、政府や自治体を信頼しないとか、政治と自分たちの取り組みとは距離があるといった感覚が生まれているように思われる。（本書二六〇―二六一頁）

こうした市民運動の影響力の弱さという問題は、理論的には、第11章で紹介するトランジション理論というニッチイノベーションを総合して支配的な社会技術レジームをいかに変革するかという議論や、終章で紹介する環境制御システム論という環境制御システムの経済システムへの介入深化という議論にも通底している。

いずれにせよ、エントロピー学派の業績と提言は、持続可能な社会への転換を考える日本的な文脈を構築するために、多くの材料と課題を私たちに提供している。



トランジション理論の有効性と課題

ステイープン・R・マックグリービー

谷口吉光 訳

* 訳者注

本稿の主題は、Sustainability Transition Theory と呼ばれる持続可能な社会に向かう社会変動のプロセスに関する理論である。Sustainability Transition Theory という言葉をどう訳すかについては工夫が必要だった。直訳すれば「持続可能性転換理論」となってしまうが、丁寧な訳せば「持続可能な社会への転換理論」となるが冗長さが免れない。transition という言葉がキーワードなのだが、この単語は「移行」や「転換」などと訳される普通名詞なので、これを日本語に訳してしまうと、文脈に埋没して学術用語だということが伝わりやすいおそれがあった。そこで本稿では、transition は「トランジション」のままとし、どうしても日本語に訳す場合は「転換」で統一した。また、Transition Theory は「トランジション理論」、Sustainability Transition Theory は「持続可能な社会へのトランジション理論」（略してS-T理論）と訳すことにした。

1 はじめに

この一〇〇年間で振り返れば、広範囲で強力な変化のプロセスが起こったことに誰もが同意せざるをえないだろう。経済発展とグローバル化は多くの人びとに恩恵をもたらしたが、同時に環境危機を引き起こし、多くの人びとが基本的ニーズを満たせないまま取り残されるといふ不平等を生み出した。私たちが持続可能な社会をつくろうとするならば、社会のさらなる変革が必要なことに疑いの余地はない。社会的、経済的、制度的な構造を変えるだけでなく、より深いレベルで、社会の価値観や世界観を変えていく必要がある。社会の変化の意味を理解するには、社会変動の理論を通して考えることが有効であり、研究者たちは長年にわたってさまざまな理論を考案し、使ってきた。その多くは社会学において重要な役割を果たしている(例えば、紛争理論とマルクス、構造機能理論とデュルケムなど)。

この二〇年の間に科学技術研究や持続可能性研究の研究者集団の中からトランジション研究が生まれ、今では社会変動や持続可能性に関する議論に大きな影響を与えている[Markard et al. 2012]。『持続可能な社会へのトランジション理論(Sustainability Transition Theory)』(以下、S T理論)が注目されるようになったのは、この理論が持続可能な社会に向かう社会変動をうまく説明できるからだけでなく、持続可能な社会に向かう社会変動の複雑なプロセスを方向づけ、マネジメントする方法を提案しているからである。言うまでもなく、持続可能な社会はこれから到来させるべき未来の

社会像であるから、『持続可能な社会に向かう社会変動』とは、今から未来に向けて起こるだろうと思われる社会変動を意味する。私たちが普通の意味で社会変動という過去から現在に至る変動を指すのだが、S T理論における社会変動は現在から未来に至る変動を意味する。同時に、未来に属する社会変動は、望ましい未来像に向かって実現するべきという規範的な性格を持たざるをえない(望ましくない未来像など誰も実現したくないだろうから)。「持続可能な社会に向かう社会変動の複雑なプロセスを方向づけ、マネジメントする方法を提案している」という前記の一文は、人びとが望ましい未来に向かうように研究者が働きかけたり、未来へのプロセスをマネジメントしたりするという実践的な活動までを研究者の役割に含めることを意味している。こうした未来志向性、規範性、実践性がS T研究の大きな特徴である。

現在、S T理論は社会学、地理学、経営学、政治学などの複数の学問分野で主流となっている[Markard et al. 2012]。二〇二二年には『持続可能な社会へのトランジション』に関して一〇〇〇以上の科学論文が社会科学ジャーナルに掲載された[Scopus 2023]。S T研究ネットワーク(Sustainability Transitions Research Network)は世界中に二〇〇〇人近いメンバーを擁し、二〇一一年に出版社のエルゼvier(Elsevier)と共同で『Environmental Innovation and Societal Transitions』(『環境的イノベーションと社会的トランジション』)というジャーナルを創刊し、インパクトファクター(掲載論文の一年間の平均被引用回数)は七・二となった[Kähler et al. 2019]。

このように国際的に注目されているにもかかわらず、トランジション研究はまだ日本の環境社会学に大きな影響を与えているとはいえない。そこで、本章ではトランジション研究とトランジ

ヒト・モノ・カネのローカルな循環を目指して

——「東近江三方よし基金」を事例に

◆大門信也

ヒト・モノ・カネのローカルな循環をつくり出すことは、持続可能な社会への転換のための重要課題の一つである。実際、徳島県上勝町かみかつちょうの「葉っぱビジネス」など、地域の自然資源を基礎としたコミュニティビジネスも各地域で多く実践されている。さらに近年、こうした動きの先にある課題として、志ある個人や団体の取り組みを資金・金融面で支えるためのローカルファイナンスへの関心も高まっている。本コラムではその先進事例として、滋賀県の「東近江三方よし基金」以下、基金を紹介する「大門さんぽう」²⁰²³」。

基金は、地域への資金の流入を促し、流出を抑え、地域内での循環を高めることで、地域の「未来資本を太らせる」ことを目的とした民間団体である。二〇一五年、東近江市森と水政策課を事務局とする検

討会を経て、二〇一六年には地元中間支援NPOを事務局とする設立準備会が発足。七七二人からの各三〇〇〇円の寄付を基本財産に、二〇一七年に一般社団法人として正式に設立された。二〇一八年には公益財団法人となっている。

基金は、寄付金に基づく助成に加え、地元金融機関と連携した制度融資、そして東近江版SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）と呼ばれる仕組みも扱っている。東近江版SIBは、地域課題の解決を目的とした民間事業の立ち上げを、まずは投資信託を通じて市民からの投資によって支え、その事業が成立したのちに自治体の助成金を出資者への分配金に充てる仕組みである。また基金は、休眠預金活用法に基づく休眠預金活用事業の採択を受けている。休眠預金活用法とは、一〇年以上取引のない預金を

社会課題の解決のために活用できるようにする、二〇一八年施行の制度である。このように基金は、民間資金を多面的に引き出し、地域課題を解決するためのさまざまな事業へとつないでいる。今後は、独自のコミュニティ投融资事業なども視野に入れながら、さらなる発展を目指している。

基金のユニークな点として、資金援助対象となる事業を環境・経済・社会の三側面から評価し、「つながりの増加」がなされたかどうかも事業評価の対象としていることが挙げられる。寄付に基づく助成金事業では、寄付者と助成を受けた事業者、また東近江版SIBでは出資者と事業者との間に、つながりや連帯意識が醸成されてきている様子が報告されている。

こうした先進的な取り組みには、どのような社会的背景があるのだろうか。基金が冠する「三方よし」（売り手よし、買い手よし、世間よし）の近江商人の精神や、その基盤とされる惣村自治の伝統といった歴史・文化的背景を想起するのは簡単だが、実際はそう単純ではない。市民主導か行政主導かの二者択一的視点でもみえにくい、多様なアクターによる営

写真B-1 休眠預金活用事業の補助を受けた交流拠点「だれんち」

撮影：中川蓮弥



持続可能な社会への 隘路を越えて

湯浅陽一

本書で取り上げてきたトピックは、廃棄物問題、再生紙、森林伐採、地球温暖化、有機農業、NPOなど、多岐にわたる。一見ただけでは関連性がみえにくい、いずれも、個別の環境問題の解決を目指した取り組みが関わっているという点では共通している。さらに、いずれの取り組みも、その目的を達成しえたかどうかという点では、少なからぬ課題を残したという点でも共通している。もちろん、貴重な前進と言いうる部分も多くある。しかし、持続可能な社会への転換という到達点からみると道のりは遠く、そこに至ることの困難さが示されている。

以下では、本書の各章での論点を振り返りつつ、持続可能な社会への転換の難しさがどこにあるのかを検討し、その先に進むためのヒントを探していく。

●「持続可能な開発・発展」と「持続可能な社会」の曖昧さ

「持続可能な開発・発展」あるいは「持続可能な社会」は、環境問題の解決を目指すうえでの鍵概念として世界中で用いられている。この概念は、原理としてはわかりやすい。しかし、より具体化をしようと一歩踏み込むと、迷宮に入り込んでしまう。環境と経済という二つの領域の両立可能性をめぐる見解の相違は、その代表的な論点である。この論点は、国際的に取り組みが行われているSDGsにおいては曖昧なままである(第1章)。

本書の各章は、この曖昧さと迷宮のなかでの試行錯誤を取り上げ、そこから「持続可能な社会」に至る道筋を見つけ出そうというものであった。以下では、この道筋でぶつかる困難さについて、序章で述べた三つのセクターに対応させ、政策、企業と市場、個人とNPOという形で整理する。

●政策が陥りがちな難しさ

環境問題の具体的な解決策として、第一に期待されるのは政府による政策である。ごみ問題を例にとると、日本政府は五〇年以上にわたり各種のリサイクル法の制定や循環型社会の形成など多くの政策を実施してきた。その成果はごみの発生抑制や漸減といった形で部分的にはみられるものの、プラスチックをめぐる問題にみられるように、全体としては問題の解決には近づいていないと評価することが難しい。直面している課題に対処するために政策を実施しても、効果は部分的で、そこからまた新たな課題が発生するという、もぐらたたきのような状況が続いている(第2章)。

中国では、日本よりも国家が前面に出て主導する形でのリサイクルシステムの構築が進められている。政策としてより強力に実施されるわけだが、そのなかで農村出身者である「回収人」や「拾荒人」が生活の場の変更を強いられている。社会的に立場の弱い人びとへの影響が出ているのであるが、問題はそれだけではない。「回収人」や「拾荒人」は、いったんは都市の外へと移動したものの、「廃棄物管理の隙間を見計らって」都市へと舞い戻る。留意すべきは、このような政府の政策からみれば違法ともいえる存在の「回収人」や「拾荒人」が、政府によるリサイクルシステムの作動を補う存在となっている点である。政府がより強力に政策を実施することが、解決への近道ではないことが示されている(第5章)。

有機農業では、それまで消極的だった政府が急に積極的になるという大きな転換がみられた。その背景には、ヨーロッパやアメリカでの取り組みの進展がある。ヨーロッパやアメリカでの基準を満たさなければ、日本の農産物を輸出することができなくなる。自発的というよりは海外の先進事例の後追いという面が強いのである。こうした有機農業をめぐる経緯は、序章で示した本書の鍵概念である蛇行性と跛行性をよく示したものとなっている(第8章)。

環境問題の解決に向けては、多くの政策が積み重ねられてきた。しかしそれらには、対症療法的であったり、一面的であったり、既存のパラダイムからの転換に消極的であったりという課題がみられるのである。有機農業に関しては、「みどりの食料システム戦略」をみる限りでは、政府が本腰を入れようとしているようにも受け取れる。この政策がどのような成果をあげるのかは、持続可能な社会の実現に向けた試金石にもなりうる。

●市場原理と企業によるガバナンスが直面する難しさ

政策による解決に限界があるのであれば、次に期待されるのは企業による取り組みであろう。そもそも環境問題の多くは、企業活動に起因するものである。では、企業はどのように対応しようとしているのか。企業による対応の中で注目されるのが自主的な取り組みである。企業のこととは企業自身が最もよく知っている。それゆえ企業が自ら取り組みることが、最も効果的なのではないか。実際、この自主的な取り組みは広がりつつある。

古紙の分別は、誰もが一度は行ったことがあるだろう。再生紙の利用は広く定着しており、多くの人が環境に配慮した行動をとっている。文句なく環境問題の解決に貢献していると思われるが、実際のところそうではない。再生紙の生産にあたっては、古紙配合率やエネルギー消費量といった指標が用いられている。こうした指標について、実質的な意義の乏しい手を使ってでもよく見せようという「デカップリング」という現象が生じている。企業はさまざまな取り組みを行っているが、そもそもその取り組みが環境問題の解決には効果が期待できないものだったり、抜け道があったり形骸化してしまったりしているのである(第3章)。

自主的な対応策の一つは自主規制ガバナンスである。これは、「企業が定めた自主行動方針の実施・監視・評価に関わる多様な利害関係者が、企業活動が生み出す環境や人権をめぐる問題に対処するために協働していくプロセス」である。森林の過剰伐採や現地住民への人権侵害が問題視されてきたインドネシアの製紙メーカーも、この自主規制ガバナンスによって対応している。企